**南相馬市平成３０年度みんなで草刈ポイント事業実施要領**

　（趣旨）

第１条　この要領は、地域の共有財産の草刈りを実施した行政区等に対し、その実績に応じたポイントを付与することで、地域住民の自発的な生活環境の維持・改善意欲の増進を図るものとする。

　（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　⑴　行政区等　南相馬市行政嘱託員設置に関する条例（平成１８年南相馬市条例第１７号）第２条に規定する小高区の行政区のほか、小高区を活動の拠点とする地域コミュニティ組織をいう。

　⑵　草刈り　平成３０年４月２５日から平成３０年１０月３１日までの間に実施した集会施設、共同墓地等の地域の共有財産の草刈りをいう。

　⑶　ポイント　草刈りの実施状況に応じて行政区等に交付されるポイントをいう。

　⑷　参加者　行政区等の構成員であって、草刈りに参加する者をいう。

　⑸　協力者　行政区等の構成員以外であって、草刈りに協力する者をいう。

　⑹　商品券　ポイントと交換できる商品券をいう。

　（対象事業）

第３条　この事業は、行政区等が主催する草刈りであって、次に掲げる基準により市長が認めるものをいう。

　⑴　小高区内で実施される草刈りであること。

　⑵　無償（保険料等の実費の徴収を除く。以下同じ。）の草刈りであること。

　⑶　草刈りに参加し、又は協力した者、日時、内容等の把握が可能であり、市長が当該行政区等に対し、ポイントを付与できる草刈りであること。

　⑷　営利、政治活動又は宗教活動を目的としない草刈りであること。

　⑸　同日にその他の事業による草刈りを行うときは、明確に区別すること。

　（ポイントの付与）

第４条　草刈りの実績に応じて、次に掲げるポイントを付与する。ただし、１回の草刈りにつき、ポイントの付与対象となる協力者は、参加者の半数までとする。

⑴　草刈り１回、参加者及び協力者１人につき、１５きずなポイント

⑵　草刈り１回、草刈機１台につき、５マシンポイント

　（ポイント交付申請）

第５条　ポイントの交付を受けようとする行政区等は、南相馬市みんなで草刈ポイント交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

　⑴　草刈り実施場所の位置図

　⑵　草刈り参加者及び協力者の名簿

　⑶　草刈り参加者及び協力者が確認できる写真

　⑷　草刈機の使用台数が確認できる写真

　⑸　草刈りの実施が確認できる写真

２　前項の申請は、平成３０年１１月３０日までに行わなければならない。

３　草刈りを実施した日を１回とし、年度内の申請は、２回までとする。

　（ポイントの交付）

第６条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、南相馬市みんなで草刈ポイント交付決定通知書（様式第２号）により交付ポイントを通知するものとする。

　（ポイントの商品券への交換）

第７条　前項の通知を受けた行政区等が、ポイントを商品券に交換しようとする時は、南相馬市みんなで草刈ポイント商品券交換申請書（様式第３号）により、市長に申請しなければならない。

２　ポイントは、次に掲げる商品券に交換することができる。

　⑴　きずなポイントは、市が指定する小高区内の金物店で、草刈機の使用に係る消耗品を購入ができ、かつ、市が指定する小高区内の商店で利用できるきずな商品券

　⑵　マシンポイントは、市が指定する小高区内の金物店で、草刈機の使用に係る消耗品を購入できるマシン商品券

２　第１項の申請は、平成３０年１２月２８日までに行わなければならない。

３　前項の期日までに商品券等に交換されなかったポイントは、失効する。

４　ポイントは、譲渡することができない。

　（商品券の発行）

第８条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、商品券を交付するものとする。

２　商品券の使用期限は、発行の日から６か月又は平成３１年３月１５日のいずれか早い日までとする。

３　その他商品券の発行及び取扱いについては、市長が別に定める。

　（制限責任）

第９条　この事業を利用することができないことにより受けた不利益又は損害について、市長は、その責任を負わないものとする。

　（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、みんなで草刈ポイント事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要領は、平成３０年４月２４日から施行し、平成３１年３月３１日限り、その効力を失う。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

　南相馬市長

南相馬市みんなで草刈ポイント申請書

　南相馬市平成３０年度みんなで草刈ポイント事業実施要領第５条の規定により、みんなで草刈ポイントの交付を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 |  |
| 代表者名 | ㊞　 |
| 電話番号 |  |
| 草刈りを実施した日時 | 年　　月　　日時　　分頃から　　　時　　分頃まで |
| 草刈りを実施した場所 | 集会施設　・　共同墓地その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 参加者数（Ａ） | 人　　 |
| 協力者数（Ｂ） | 人　　 |
| 使用草刈機台数（Ｃ） | 台　　 |

　※　添付書類

　　・　草刈り実施場所位置図

　　・　草刈り参加者及び協力者の名簿

　　・　写真（参加者及び協力者全員、使用した草刈機全部、実施前・中・後）

　※　市役所記載欄

|  |
| --- |
| 交付申請ポイント |
| Ａ×１５きずなポイント | きずなポイント　　 |
| Ｂ×１５きずなポイント※　ＢはＡの半数以下まで | きずなポイント　　 |
| Ｃ×５マシンポイント | マシンポイント　　 |

草刈り実施場所位置図

|  |
| --- |
| 　 |

　※　草刈りを実施した場所を丸で囲んでください。

草刈り参加者及び協力者の名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　　名 | 草刈機の有無 | 参加者・協力者の別 |
| １ |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| ２ |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| ３ |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| ４ |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| ５ |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| ６ |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| ７ |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| ８ |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| ９ |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| 10 |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| 11 |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| 12 |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| 13 |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| 14 |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| 15 |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| 16 |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| 17 |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| 18 |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| 19 |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |
| 20 |  | あり　・　なし | 参加者　・　協力者 |

　※　参加者は、行政区等の構成員。協力者は、それ以外のボランティア等。

事業写真　その１

|  |
| --- |
| （参加者及び協力者全員の写真）※１（使用した草刈機全部の写真）※２ |

　※１　参加者及び協力者全員の顔が分かるように写真を撮影してください（複数枚可）。

　※２　使用した草刈機を並べて、写真を撮影してください（複数枚可）。

事業写真　その２

|  |
| --- |
| （実施前）（実施中）（実施後） |

様式第２号（第６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　南相馬市長　　　　　　印

南相馬市みんなで草刈ポイント交付決定通知書

　　　　年　　　月　　　日付けで交付申請のあった、みんなで草刈ポイントについて、これを適当と認めたので、南相馬市平成３０年度みんなで草刈ポイント事業実施要領第６条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　決定ポイント　　　　　　　　　　　　きずなポイント

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　マシンポイント

２　注意事項

　⑴　ポイントを商品券に交換しようとする時には、南相馬市みんなで草刈ポイント商品券等交換申請書を提出してください。

　⑵　前号の申請期限は、平成３０年１２月２８日までです。

　⑶　前号の期限までに商品券等に交換されなかったポイントは、失効します。

　⑷　ポイントは、譲渡することができません。

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

　南相馬市長

南相馬市みんなで草刈ポイント商品券交換申請書

　南相馬市平成３０年度みんなで草刈ポイント事業実施要領第７条の規定により、

みんなで草刈ポイントを商品券への交換を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 |  |
| 代表者名 | ㊞　 |
| 連絡先 |  |
| 保有しているポイント | きずなポイント | きずなポイント　　　 |
| マシンポイント | マシンポイント　　　 |
| 交換するポイント | きずなポイント | きずなポイント　　　 |
| マシンポイント | マシンポイント　　　 |

　※　市役所記載欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発行する商品券 | 枚　数 | 番　号 |
| きずな商品券（　　　　円相当） | 枚 | 番から　　　　　　番まで |
| きずな商品券（　　　　円相当） | 枚 | 番から　　　　　　番まで |
| マシン商品券（　　　　円相当） | 枚 | 番から　　　　　　番まで |
| マシン商品券（　　　　円相当） | 枚 | 番から　　　　　　番まで |